

令和2年度 山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業実施要領

第1 目的

この要領は、山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業（以下「交付金事業」という。）を実施するにあたり、山形県補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）、令和2年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）及び令和2年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業審査要領（以下「審査要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について次に定める。

第2 内示

審査要領第2の6の規定による通知を受けた所轄の総合支庁長（以下「支庁長」という。）は、事業計画が選考された団体（以下「交付対象者」という。）に対し、別記様式第1号により交付金額を内示する。

第3 交付決定

- 1 支庁長は、交付対象者から規則第5条の規定により交付金交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、交付金の交付を決定し、別記様式第2号により交付対象者に通知する。
- 2 支庁長は、前項の通知をしたときは、環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に以下の書類を添えて報告する。
 - (1) 交付決定通知（別記様式第2号）の写し
 - (2) 交付申請書（規則別記様式第1号）の写し
 - (3) 要綱第4条第2項に定める添付書類（事業計画書、収支予算書、その他必要な書類）の写し

第4 事業計画変更及び変更交付申請又は事業廃止承認申請の手続き

- 1 支庁長は、要綱第6条第2項の規定による事業計画変更承認及び交付金変更交付申請書（以下「変更承認申請書」という。）又は事業廃止承認申請書（以下「廃止承認申請書」という。）の提出があった場合は、変更又は廃止内容の審査を行い、部長に協議する。
- 2 部長は、前項により変更承認の協議があった場合、変更承認申請書の内容

を審査し、交付金の対象事業として適当と認められる事業計画及び当該事業計画に配分する交付金額を定め、別記様式第3号により支庁長に回答する。

3 部長は、第1項により廃止承認の協議があった場合、廃止承認申請書の内容を審査し、別記様式第5号により支庁長に回答する。

4 第2項又は第3項の回答を受けた支庁長は、交付金の交付を決定し、別記様式第4号により当該交付対象者へ変更交付金額の交付決定又は別記様式第6号により事業廃止の決定について通知するとともに、その写しを添えて部長に報告する。

第5 交付決定の取消

支庁長は、要綱第11条の規定により交付金の交付決定を取り消す場合、別記様式第7号により交付対象者に通知するとともに、その写しを添えて部長に報告する。

第6 額の確定

1 支庁長は、要綱第9条の規定による実績報告があった場合は、規則第15条及び山形県環境エネルギー部所管補助事業等に係る現地調査要領（平成30年9月12日付け環企第227号）に基づき、別記様式第8号により書類の審査及び現地調査等を行う。

2 規則第15条に基づく交付金の額の確定を行う場合は、別記様式第9号による。

3 支庁長は、交付金の額を確定したときは、部長に以下の書類を添えて報告する。

(1) 額の確定通知（別記様式第9号）の写し

(2) 現地調査調書（別記様式第8号）（別紙含む）の写し

(3) 実績報告書（規則別記様式第2号）の写し

(4) 要綱第9条第1項に定める添付書類（事業実績書、収支精算書、活動状況報告書、耐久資材を整備した場合は、耐久資材管理簿）の写し

第7 事業実施の報告等

1 支庁長は、交付金事業の実施にあたっては、別紙「普及広報の方法について」により「やまがた緑環境税」を活用した事業であることを広く県民に普及広報することを交付対象者に対し指導する。

2 県は、必要に応じ交付対象者に対して、実施後の効果等の報告及び調査等の協力を求めることができる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

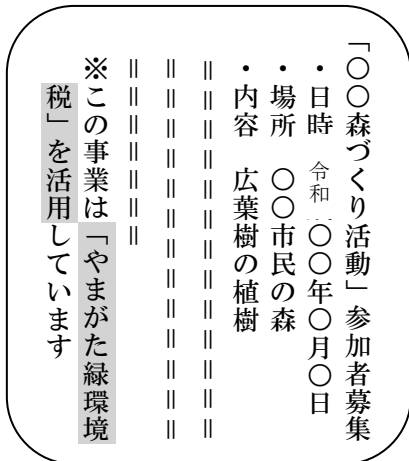
普及広報の方法について

1 広報、チラシ、ポスター等での普及広報の場合

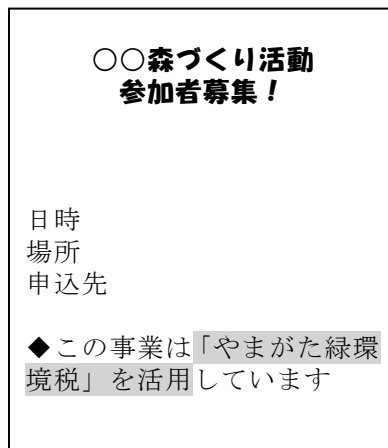
- (1) 『「やまがた緑環境税」を活用』という文言を必ず入れること（記載例参考）。
- (2) 必要に応じて、やまがた緑環境税の趣旨等を記載すること。
- (3) マスコミ等から取材を受けた場合は、やまがた緑環境税を活用していることを広報いただくよう依頼すること。
- (4) 事業実施日が確定した場合は、チラシなど概要が分かる資料等を添えて、総合支庁担当者へ情報提供すること。

記載例

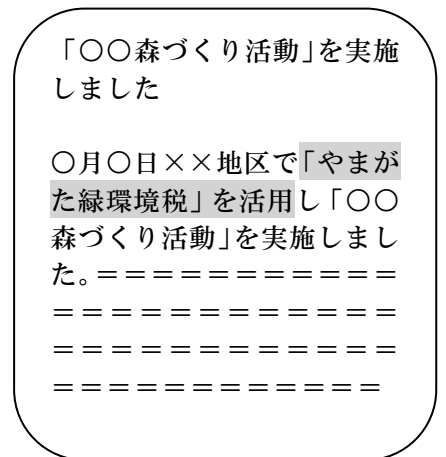
広報お知らせ版（例）



募集チラシ（例）



実施後の広報（例）

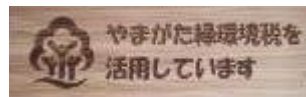


2 木製品及び木製工作物を作成する場合

- (1) やまがた緑環境税普及啓発用木製プレート又は同等品を県民の目に触れやすい箇所に掲示すること。
- (2) 同等品を作成する場合は、必ず「やまがた緑環境税」を記載したものとすること。
- (3) やまがた緑環境税普及啓発用焼印の貸出も活用すること。

参考

① やまがた緑環境税普及啓発用木製プレート



② やまがた緑環境税普及啓発用木製プレート掲示例



3 活動参加者への周知

- (1) 活動を行う際には、活動参加者に「やまがた緑環境税を活用している」旨の説明を行うこと。
- (2) 活動箇所に横断幕やのぼり旗の設置を行うこと（総合支庁から借用すること）。

参考

のぼり旗、横断幕使用例

W450×H1800



W450×H1800

